

日光市まちづくり基本条例を 一部改正しました

新たに追加しました。
4月1日から施行された日光市まちづくり基本条例の改正条文は、市のホームページからご覧になれます。

▽市民が主役のまちづくりを進めます

市は、市民が主役のまちづくりの推進に向けて、さまざまな施策を展開していますが、その基本となるものがまちづくり基本条例です。
今後市は、共有・参画・協働を基本理念とするこの条例の普及・啓発を進め、市民の皆さんとともに日光市のまちづくりを行っていきます。

し、位置付けを明確にしました。

▽「危機管理」に関する条項の追加
昨年発生した東日本大震災は、想定外の大災害となりました。そこで市は、今後危機管理体制を強化し、市民が安全で安心して生活できるまちづくりを推進し、市民自らも不測の事態に備えて、地域において連携・協力体制の整備に努めることなどを記載した「危機管理」の条項を

市は平成20年4月に、まちづくりの基本的な事項を定めた、日光市まちづくり基本条例を制定しました。

この条例には4年を越えない期間ごとに、内容を見直すことが定められており、検討の結果、3月に条例の一部を改正しました。そこで今回は、条例改正の経緯と、改正内容についてお知らせします。

くわしくは 総合政策課 政策調整係 ☎(21)5131

▽日光市まちづくり基本条例とは

市民の皆さんで育てるまちづくりのルールです。市民と議会、市が一体となってまちづくりを進めていくために、基本となる考え方や仕組みについて定めたもので、市の最高規範となるものです。



この条例の「共有・参画・協働」という基本理念が、まちづくりの中で実践されることにより「市民が主役のまちづくり」が一層推進されます。

▽改正内容は？

市は、平成23年度から1年間、「条例を守り育てるための市民会議」を設置して、条例内容の再検討に取り組みました。今回の改正は、市民会議から提出された提案書に基づき条例を見直したもので、次の2点について条例の改正を行いました。
◆第2条第2項の「市民の定義」に「事業者」を記載
これまで「事業者」も、広く「市民」に含まれるものと捉えていたが、具体的な記載がなかったため、「市民の定義」において、「市内において活動する団体及び事業者」と

日光市まちづくり基本条例を守り育てる市民会議 高橋國男委員長



条例見直しの検討を進めるため、市民20名で構成する市民会議の委員長を務めました。会議を7回開催し、検討・協議の調整を進める中で、この条例を市民が身近に感じるための方策を進め、まちづくりに役立てていかなければ、この条例は生かされないと感じました。

私は小代自治会長になり4年目を迎えます。昨年、落合中学校、落合地区、落合公民館の連携により、子どもを育てるまちづくりやふるさとを実感できる思い出づくりを目的としたイベントを開催しました。今後もまちづくり基本条例の実践の見本となるような、さまざまな事業に取り組んでいきます。



市民会議の様子

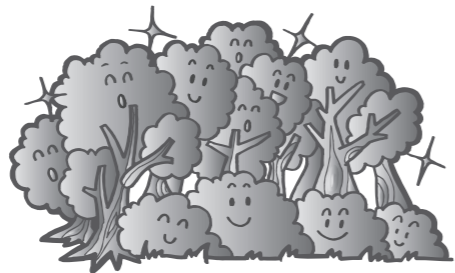
ご注意ください

森林の土地を新たに取得した場合、市町村への届出が義務になりました

くわしくは

農林課 林政係 ☎(21)5172

4月1日以降、森林の土地を新たに取得した場合、取得した土地の市町村への届出が義務付けられました。



届出をしない、または虚偽の届出をしたときには罰せられることがありますので、正しく届出をしてください。

今回は、森林の土地を新たに取得した場合の届出方法と、併せて伐採や転用をする場合の届出方法についてお知らせします。

森林の土地を新たに取得した場合

▽届出が必要な方

4月1日以降、森林の土地を売買や相続、贈与などにより新たに取得した個人や法人。

▽届出に必要なもの

- ① 森林の土地の所有者届出書(届出書は、届出先の窓口に配置してあります)。
- ② 権利を取得したことがわかる書類(売買契約書や登記事項証明書などの写し)。
- ③ 森林の土地の位置が分かる図面。

▽届出の時期

森林の土地の所有者となつてから90日以内。

▽届出が不要の場合

国土利用計画法に基づく届出が義務付けられている面積を取得した場合(都市計画区域5,000㎡以上、都市計画区域外1万㎡以上)。



務付けられている面積を取得した場合(都市計画区域5,000㎡以上、都市計画区域外1万㎡以上)。
▽届出先
取得した森林の土地が所在する市町村の林政担当窓口(市内の土地の場合は、農林課または各総合支所産業建設課)。

森林の伐採や転用をする場合

森林は、個人の財産であると同時に、地域の水土保全や野生生物の生息場所といった多様な機能を持っています。そのため、森林の機能が持続するよう、森林資源の管理や整備について、地域の森林計画が立てられており、森林の伐採や転用をする場合には、必ず届出や許可が必要となります。

▽届出が必要な場合

森林計画対象森林(市内のほとん

どの森林が該当します)の伐採や、事業地、宅地といった森林以外への転用をする場合。



伐採する場合

保安林に指定された山林は、別の手続きが必要になります。
▽届出が必要な方
森林所有者、転用をする事業者など。

▽届出に必要なもの

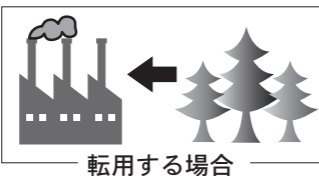
- ① 伐採および伐採後の造林届(届出書は、届出先の窓口に配置してあります)。
- ② 森林の位置が分かる図面。
- ③ 面積を求めた図面。

▽届出の時期

伐採や転用をする90日前から30日前。

▽届出先

森林が所在する市町村の林政担当窓口(市内の森林の場合は、農林課または各総合支所産業建設課)。



転用する場合